

日韓国交正常化交渉期における両国新聞の独島／竹島問題報道

—「問題の棚上げ」に対する論調の比較分析—

黃宰源*

Analysis Dokdo/Takeshima issue on Japan and Korea newspapers during the talks for normalization of the diplomatic relations:

Based on articles about agreement to shelve the discussion

Jaewon Hwang*

Abstract

Although efforts were made to resolve Dokdo/Takeshima issue in the talks for normalization of the diplomatic relations between Japan and Korea which was carried out from 1951 to 1965, the issue was not completely resolved. In the end, the two countries agreed to discuss the Dokdo/Takeshima issue again after the diplomatic relations are fully normalized.

The aim of this research is to clarify how newspapers in Japan and Korea have treated the Dokdo/Takeshima issue at the time, especially how the process of the agreement was reported on those newspapers.

For the purpose, an attempt was made to collect Dokdo/Takeshima related articles from four Japan newspapers and four Korean newspapers, and to analyze them in terms of the number of articles, the type of articles, and the tone of articles.

The research which has been carried out up to now mainly dealt with the Dokdo/Takeshima issue in the context of negotiations or talks for normalization of the diplomatic relations between Japan government and Korea government, but there was no research that analyzed the newspaper coverage of the issue. Hence, the significance of this research is its ability to understand the public opinion of those two countries concerned on the Dokdo/Takeshima issue.

* 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士後期課程；Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University, Doctoral Degree Program

I. はじめに

現在なお日韓両国間で係争中の独島/竹島問題は、国交正常化交渉（1951－1965年）において、その解決に向けた論議が行われた。特に、交渉の最終段階である1965年6月17日から6月22日までの間、この問題をめぐる両国政府の意見の対立は最も激しくなっていた。結局、両国政府の意見の隔たりは最後まで埋まらず、1965年6月22日、日韓基本条約と諸協定が締結された際、両国政府は「紛争解決に関する交換公文」（以下、交換公文）を交わし、独島/竹島問題を棚上げすることで合意に至った。すなわち、両国政府は、独島/竹島が日韓どちらの国に属するかという帰属問題を明確にしないまま、国交正常化を実現したのである。

では、両国新聞は独島/竹島問題が棚上げへと向かう過程をどのように見ていたのであろうか。本稿は、日韓国交正常化交渉期、特に、交渉の最終段階で独島/竹島問題が棚上げされる過程に焦点を当て、当時両国の代表的な新聞が独島/竹島問題に対してどの程度の関心を示し、どのような見解や主張を示していたかを明らかにすることを目的とする。日韓国交正常化交渉期の新聞論調に関する研究は、2005年から日韓両国で公開された外交文書を活用した政府間交渉に関する研究に比べると、ほとんどなされてこなかった¹。これまで十分に論じられてこなかった新聞論調の究明を通じて、独島/竹島問題に対する当時の世論を把握することが可能となるのである。約言すれば、当時両国では独島/竹島問題についてどのような世論が構成されていたかを知るのが本稿の最大の関心事である。

本稿の分析方法を論じる前に、日韓国交正常化交渉の経過と独島/竹島問題をめぐる動向を表1に要約しておきたい。

1 国交正常化交渉期の独島/竹島問題に関する先行研究としては、崔喜植「韓日会談における独島（ドクト）領有権問題」李鍾元、木宮正史、浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化II』法政大学出版局、2011年：同「韓日会談における独島問題」国民大日本学研究所編『日本空間』第4号、2008年11月、韓国語：同「韓日会談における独島領有権問題」『国家戦略』第15券4号、世宗研究所、2009年、韓国語：玄大松『領土ナショナリズムの誕生—「独島/竹島問題」の政治学』ミネルヴァ書房、2006年：同「独島の争点、その起源と現況」玄大松編『韓国と日本の歴史認識』ナナム親書、2008年、33－86頁、韓国語：ローダニエル『竹島密約』草思社、2008年：同『独島密約』ハンウル、2011年、韓国語：福原裕二「『竹島』関連言説の検討」『総合政策論叢』第17号、島根県立大学、2009年：同「竹島/独島研究における第三の視覚」『交渉する東アジア』風響社、2010年：藤井賢二「日韓会談と竹島問題」竹島問題を学ぶ会、2009年：同「日韓会談の開始と竹島問題」『竹島問題に関する調査研究中間報告書』島根県総務部総務課、2011年：安藤貴世「日韓国交正常化交渉における竹島問題」『政経研究』第3号、日本大学政経研究所、2010年：田村清三郎『島根県竹島の新研究』島根県総務部総務課、2010年などがある。

表1 国交正常化交渉の経緯と独島／竹島問題の動向（1951－1965年）²

51年10月20日	第1次会談の予備会談が開始。
52年1月18日 2月15日	韓国政府、李承晩ラインを宣言、独島／竹島が線の内側に含まれる。 第1次本会談が開始。独島／竹島問題は議題とせず。
53年4月15日 6月27日 7月12日 10月6日	第2次会談が開始。独島／竹島問題は議題とせず。 日本政府、韓国漁民6人を独島／竹島から強制退去、「島根県隠地郡五箇村竹島」標柱を設置。 韓国独島守備隊、日本の海上保安庁巡視船へ射撃。 第3次会談が開始。独島／竹島問題は議題とせず。
54年9月25日 10月28日	日本政府、独島／竹島問題の国際司法裁判所付託を提案。 韓国政府、日本政府の国際司法裁判所付託を拒否。
58年4月15日	第4次会談が開始。独島／竹島問題は議題とせず。
60年10月25日	第5次会談が開始。独島／竹島問題は議題とせず。
61年10月20日	第6次会談が開始。小坂外相、国会で独島／竹島問題解決の決意を表明。
62年3月12日 11月12日	小坂外相、独島／竹島問題の国際司法裁判所付託を要求。 大平外相、独島／竹島問題の国際司法裁判所付託を要求。金鍾泌部長、第3国調停案を提案。
64年12月3日	第7次会談が開始。
65年2月20日 4月3日 6月17日 6月21日 6月22日 8月14日 11月12日 12月11日 12月18日	日韓基本条約仮調印。独島／竹島問題は言及せず。 請求権・漁業・法的地位の合意事項仮調印。独島／竹島問題は言及せず。 独島／竹島問題、条文化作成へ。（牛場信彦・金東祚会談） 椎名外相・李東元外務部長官、独島／竹島問題を一般的紛争解決に合意。 基本条約および4協定書、紛争解決に関する交換公文調印。 韓国国会、批准書を承認。 日本衆議院、批准書を承認。 日本参議院、批准書を承認。 批准書交換、国交樹立。

1952年1月18日、韓国政府が李承晩ラインを宣言したことで両国間の対立が顕在化した独島／竹島問題は、国交正常化交渉においても問題解決をめぐる論議がなされた。とはいえ、独島／竹島問題は本会談や分科委員会（基本関係委員会、漁業委員会、船舶委員会等）において論議されたことはほとんどなく、それらの論議は主に外相会談または特使を通じた首脳級会談などにおいて行われるだけであった³。これは、韓国政府が独島／竹島問題の議題化に一貫して反対し、独島／竹島問題が会談の正式議題にならなかったためである⁴。

2 国交正常化交渉関連については、吉澤文寿『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年を、独島／竹島問題関連については玄大松、前掲書、84－129頁とローダニエル、前掲『独島密約』、47－302頁を参照した。

3 福原裕二、前掲『『竹島』関連言説の検討』、69頁。

4 日本国政府は第2次会談（1953年4月15日－7月23日）において竹島領有権を主張し、独島／竹島問題を会談の正式議題に含めることを提案したが、韓国政府はそれを拒否した。玄大松、前掲『領土ナショナリズムの誕生』、93頁。

それでは、国交正常化交渉期、独島/竹島問題に関する日韓両国政府の基本的な立場はどのようなものであったか。まず、日本政府は1954年9月25日に主張した国際司法裁判所による問題解決を基本的な立場とし、国交正常化までは少なくとも問題の解決方法だけは決めておく必要があると主張した。これに対して韓国政府は、国際司法裁判所による問題解決に反対し、独島/竹島問題は会談と関係がないとの態度を堅持した⁵。

こうして国交正常化交渉の最後まで両国の懸案として残されていた独島/竹島問題は、1965年6月17日から牛場信彦審議官と金東祚駐日韓国代表部大使による実務会談においてその解決方法をめぐる交渉が行われ、6月21日と22日に開かれた外相会談において、両国政府はかつてないほど厳しく対立するようになる。実に、14年間にわたる長い期間の交渉過程の中で、両国政府が独島/竹島問題に焦点を絞って交渉を行ったのは最後のわずか6日間だけであったのである。

II. 分析方法

分析の素材としては当時両国で発行された全国紙に掲載された独島/竹島問題関連記事を収集し、その内容の比較分析を行う。具体的に扱う新聞資料としては、日本の新聞は『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『産経新聞』（当時は『サンケイ新聞』）の4紙を、韓国の新聞は『朝鮮日報』、『東亜日報』、『京郷新聞』、『韓国日報』の4紙を使用した。新聞の選択の際には、発行部数から全国紙であることを考慮に入れた。

記事のタイトルと副題など見出しに独島/竹島が言及されている記事（見出し記事）をはじめ、記事の内容を確認し、本文に独島/竹島が一回でも言及されているすべての記事（本文記事）を独島/竹島問題関連記事と呼ぶことにする。もちろん、本文記事は独島/竹島を言及しているとしても、それが終始独島/竹島問題だけを論じるわけではないが、この問題に関する意見や主張が示されている場合が少なくなつたため、分析の対象に入れることにした。

なお、関連記事の検索は、日本の新聞の場合、『読売新聞』はWEB版のデータベース（ヨミダス歴史館）を利用し、「竹島」が見出しや本文に含まれる記事を検索した。また、『朝日新聞』と『毎日新聞』は縮刷版を利用し、縮刷版が発行されていない『産経新聞』はマイクロフィルム版を対象に該当する記事を抽出した。韓国の新聞の場合は、『東亜日報』と『京郷新聞』はネット上の記事検索システム（ニュースライブラリ）で、キーワード「독도」（ドクド）と入力して検索し、『朝鮮日報』と『韓国日報』はマイクロフィルム版を利用した⁶。

分析の対象とする時期は、国交正常化交渉が最終段階を迎えた1965年6月1日から基本関係条約と諸協定が調印される1965年6月22日までの3週間とした。以上の短期間を選んだ理由は、本調印を迎え、問題の解決をめぐる交渉が行われ、それゆえ、独島/竹島問題に関する新聞記事が増加したためである。記事の分析は、記事の件数、記事の類型、記事の論調の3つの項目につ

5 国交正常化交渉期、独島/竹島問題に関する日韓両国政府の基本的な立場については上記の先行研究を参照した。

6 『朝日新聞』の記事データベース「閻蔵」と『朝鮮日報』の記事データベース「DB朝鮮」よりも、見出し記事の検索ができる。しかし、本文の中に「竹島」あるいは「독도」が含まれている本文記事については完全に検索できない場合がある。したがって、両紙については、データベースによる記事検索の結果をもとに、『朝日新聞』は縮刷版を、『朝鮮日報』はマイクロフィルム版を利用して本文の内容を確認した。

いて行った⁷。

なお、新聞記事をはじめ、引用文の中で、「竹島」、「独島」の記述がある場合など、引用の際しては基本的に原文表記に従った。また、引用文中に〔 〕で表記した部分は筆者が補った註であり、「…」は省略を示す。最後に、韓国語の資料文献の訳は原則として私訳である。

III. 記事の件数と種類分析結果

本章で扱う 1965 年 6 月 1 日から 6 月 22 日までの両国新聞の関連記事日別件数（表 2）を示すと以下のとおりである。

表 2　日別関連記事件数 6 月 1 日—6 月 22 日

	1~14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	合計	1面トップ記事
朝日新聞	0	2	1	3	4	3	2	2	6	23	3
読売新聞	2	2	1	3	1	5	3	3	5	25	1
毎日新聞	2	1	1	3	3	3	1	4	4	22	2
産経新聞	1	2	2	2	0	3	1	3	4	18	5
合計	5	7	5	11	8	14	7	12	19	88	11
朝鮮日報	1	1	4	3	1	2	3	0	4	19	0
東亜日報	0	1	2	0	0	5	1	1	4	14	1
京郷新聞	1	1	3	0	1	1	0	2	1	10	0
韓国日報	3	1	2	2	3	1	2	0	1	15	0
合計	5	4	11	5	5	9	6	3	10	58	1

まず、記事の件数から見ると、日韓両国の新聞 8 紙における独島/竹島問題関連記事は合計 146 件であり、日本の新聞が 88 件で、韓国の新聞の 58 件と比べ、1.5 倍以上多い。また、1 面トップ記事の件数も日本の新聞が 11 件で、韓国の新聞の 1 件を大きく上回っている。

次に関連記事件数の推移を見ていく。両国新聞による報道量は多少異なるものの、傾向に大きな差は見られない。両国新聞ともに 6 月 15 日から関連記事が増加し、6 月 22 日まで両国新聞の各紙はほぼ連日のように関連記事を掲載している。そのためか、全体記事のほとんどが 6 月 15 日—6 月 22 日に集中している。特に、6 月 17 日—6 月 22 日の関連記事件数を日別に見ると、いずれの日も日本の新聞の方が多いが、これは 6 月 17 日から独島/竹島問題の条文化をめぐる交渉が始まったことで、関連記事が多く掲載されたためである。当時、両国新聞の発行部数や紙面の枚数などが大きく異なるため、記事の件数から新聞の報道姿勢や論調の特徴について結論づけるのはやや性急であるが、日本の新聞各紙が韓国の新聞と比べ、独島/竹島問題により高い関心

7 本論文での表記について最初に断わっておきたいことは、新聞は、『朝日新聞』を『朝日』、『読売新聞』を『読売』、『毎日新聞』を『毎日』、『産経新聞』を『産経』、『朝鮮日報』を『朝鮮』、『東亜日報』を『東亜』、『京郷新聞』を『京郷』、『韓国日報』を『韓国』と略する。

を示していたと言える。

図1 関連記事の種類の比率

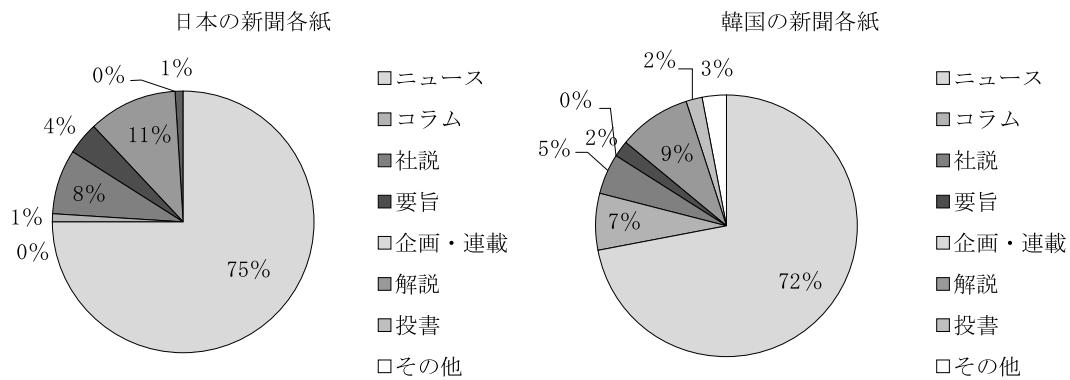


図1を見ると、両国新聞ともにニュースにかなり大きな比重を置いているが、ニュース以外の記事の比率を見ると、両国新聞の間に多少の差が見られる。例えば、日本の新聞では、「解説」(11%)、「要旨」(8%)、「企画・連載」(4%) の順で多く、韓国新聞では、「解説」(9%)、「コラム」(7%)、「社説」(5%) の順に多い。図の結果から考えれば、韓国新聞が日本の新聞と比べ、自社の意見や主張をより多様な形で発信していたと言える。

IV. 記事の論調分析結果

各紙の論調をさらに明確に見るために、独島/竹島問題をめぐる交渉の推移と両国新聞各紙の論調の変遷を考慮してこの時期をさらに細分し（6月1—16日/17—20日/21—22日）それぞれの時期における論調を分析するとともに、それがどのように変化したかを明らかにする。各時期ごとに、まず独島/竹島問題をめぐる交渉の様子を記し、それから新聞の論調を見ていくことにする。

1. 「棚上げ論」の示唆（6月1—16日）

1965年に入り、2月の日韓基本条約の仮調印と4月に行われた請求権、漁業、在日韓国人の法的地位3懸案に関する合意事項の仮調印を経て、急進展を見せていた国交正常化交渉は、6月からは基本条約および諸協定の条文化をめぐって最後の意見調整に入った。そして、4月3日に行われた佐藤栄作首相と李東元外務部長官の会談以降、何ら論議も行われてこなかった独島/竹島問題も次第に動き出すようになる⁸。

本調印までは少なくとも問題の解決方法だけでも決めるべきと主張してきた日本政府が、独島/竹島問題の解決のための政治会談に韓国政府が応じるよう促したのである。例えば、6月2月、椎名外相は「竹島問題については、日本側はこれまで繰り返し明らかにしているとおり、日韓交渉の最終的妥結までには少なくともその解決のための目途だけはたてておく必要がある」と

⁸ 1965年4月3日、3協定の仮調印直後、佐藤首相は李東元外務部長官に対して「日韓間に話の残されたのは竹島問題だけであり、国交正常化前に解決の目途をつけたい」と述べた。「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」外務省公開日韓会談文書、6-1159-910、215-216頁。

の李東元外務部長官宛の書簡を金東祚駐日韓国代表部大使に手交し、韓国政府が交渉に応じるよう促した⁹。これに対し、李東元外務部長官は以下のような見解を示し、椎名外相の要求を拒否した。

竹島〔独島〕問題についてはどのようにすればよいか痛く心配しており、名案の案出に苦労している状況にあるとしか云えない。前回も自分が申したとおり、竹島〔独島〕問題は外務部長官はおろか、国務総理、大統領自身にとってすら fatal な高度の政治問題で、行政府の国会に対する立場が難しくなるという以上に、国民全体を刺激し、この問題だけで折角の諸懸案の妥結全部をひっくり返してしまう惧れがある。平和線を含めて少々の問題なら negotiable であるが、日本側を相手にドク島〔独島〕問題をとりあげたということだけで論難を受け、領土まで売り払ってしまったと攻撃されるだろう¹⁰。

また、金東祚駐日韓国代表部大使も 6 月 5 日から 8 日まで漁業協定の条文化作業を急ぐために箱根で開かれていた漁業会談で、牛場信彦外務審議官と後宮虎郎外務省アジア局長に対し「独島問題のタブーは、一つは独島の字句を条約面に出すこと、一つは国際司法裁判所である」¹¹と述べ、強硬な姿勢を示した。つまり、韓国政府は、国際司法裁判所による問題解決に反対すると同時に、いかなる条文にも独島/竹島を明記することに反対の意を明確にしたのである。

先述したように、両国政府が独島/竹島問題の条文化をめぐる交渉を本格的に始めるのは 6 月 17 日からであるが、その前の時期における両国政府の見解と方針をまとめると以下のとおりである。まず、日本政府は、本調印までは独島/竹島の帰属を決定することはほぼ無理であるため少なくとも問題の解決方法だけでも決めておくとの方針であり¹²、他方、韓国政府は、独島/竹島問題は会談と関係がないとの立場から問題の解決方法を決めるためのいかなる交渉にも一切応じないとの方針を示していたのである¹³。

6 月 22 日に行われると予想されていた本調印をわずか 1 週間前にしたこの時点においても、両国政府の見解には依然として大きな隔たりがあるままであった。このように、韓国政府が独島/竹島問題をめぐる交渉を否定したため、問題解決の糸口すら見えない状況に置かれていた独島/竹島問題は、その後大きく揺らぐことになる。6 月 17 日に開かれた牛場審議官と金東祚駐日大使による実務会談において、牛場審議官が独島/竹島問題を持ち出し、問題解決を要求したのである。そして、6 月 17 日から本調印が行われる 6 月 22 日の 6 日間において、問題解決をめぐる交渉が繰り返されることになる。

9 「韓日会談に関する椎名日本外相親書」韓国外務部外交文書登録番号 1463『第 7 次韓日会談（1964.12.3－65.6.22）－漁業関係会議および訓令 1964.12－65.6 全 4 卷 V4 1965.4.3 仮署名以降の漁業および平和線委員会、1965.4－6』392。

10 これは 1965 年 6 月 11 日、延河龜外務部局長が前田利一調査官と行った会談で、前田利一調査官に対して述べた内容である。「日韓交渉（亜州局長との会談）」1965 年 6 月 12 日、外務省公開日韓会談文書、5-863-661。

11 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」216 頁。

12 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」215 頁。

13 李東元外務部長官は「独島問題は政治協商の対象ではないため現在のところ問題の妥結のための外相会談を開く予定はない」と政治会談の可能性を一蹴した。「独島は厳然たるわが領土 政治協商あり得ない」『東亜日報』1965 年 6 月 15 日付け。

1－1. 日本の新聞の論調

では、実務会談が開かれる前の時期において、両国新聞は独島/竹島問題をどのように報道し、どのような見通しを出していたのであろうか。まず、日本の新聞の報道から見ていく。

日本の新聞の関連記事は6月15日から再び増加し、果たして独島/竹島問題を論議するための政治会談が開かれるかどうか、また、開かれる場合にはどのような解決方法が採択されるかについて記事の焦点が置かれていた。しかし、問題の帰趨が極めて不明であったために関連記事の大半は観測記事にとどまった。以下には実務会談が始まるまでの日本の新聞の重要な見出し記事を示しておく。(カッコ内の日付で月は6月、朝は朝刊を示す)。

竹島問題　日韓折衝の舞台へ　最終帰属は見送り(朝日16日、朝)

竹島　最終の焦点　日韓会談18日からヤマ場へ(読売16日、朝)

竹島も話合いへ　日韓22日妥結に全力(読売17日、朝)

竹島タナアゲで合意　延アジア局長語る(読売17日、朝)

竹島タナアゲか　日韓大詰め折衝にピッチ(毎日16日、朝)

日韓調印　竹島帰属、棚上げへ(産経16日、朝)

日韓交渉最後の懸案　竹島の帰属(産経17日、朝)

竹島問題解決の条件(産経17日、朝)

以上の関連記事の中で各紙の見方が共通していたところを見ると、以下の2つが挙げられる。第1に、交渉の最終段階で独島/竹島問題をめぐる交渉が行われること、第2に、島の帰属問題を解決するのはほぼ不可能だが、少なくとも解決方法だけは決められることであった。また、本調印までに帰属問題を解決するのは不可能であるため、現時点では解決方法だけを決め、帰属問題は国交正常化後に解決することを、各紙は問題の「棚上げ」¹⁴と表現していた。「棚上げ」という言葉は6月16日から22日の本調印に至るまで各紙の紙面に頻繁に見られる。では、政治会談の開催と問題の棚上げについて各紙はどのような見解を出していたかを具体的に見ていく。

まず、『朝日』は、政治会談への期待感を示し、政治会談によって問題の解決方法が決められるとていた。例えば、6月15日「竹島問題は実務会談では妥結点を見だすことが極めて難しい」と指摘し「外相会談など高度の政治折衝によって一気に解決が図られることになろう」と政治会談による解決を言及した同紙は、6月16日になると「竹島問題　日韓折衝の舞台へ」と題した記事を1面トップに載せた。記事の中で同紙は「日韓双方の対立の現状からみて、その最終的な帰属を早急に決定することはきわめて難しい状況である」と述べた上で「とりあえず将来解決をはかる解決方法について一応の合意が取り付けられる」と述べ、問題の解決方法を決めることで、独島/竹島問題が棚上げされる可能性を言及した。

6月15日、「竹島をどう解決するか、外相会談で一気に政治的な話し合いをやるか、あるいは他に方法があるか」と述べ、外相会談が開かれるかどうかについて、一定の留保をつけた『読売』

14『広辞苑 第6版』によると、棚上げとは「①商品の需給調節の手段として商品を一時貯蔵して市場へ出さないこと、②解決・処理を一時保留して先にのばすこと」である。新聞社が使った「棚上げ」とは②を意味するものである。つまり、解決・処理(帰属問題の解決)を一時保留して先(国交正常化後)にのばすという意味で使ったのであろう。

は、6月16日になると「竹島問題は結局外相会談で解決されるほかない」と断じ、独島/竹島問題が外相会談で論議されることを言及するようになる¹⁵。同紙は6月17日には、問題の棚上げについても言及するようになり、「竹島も話合いへ」と題した記事では「調印を実現するために島の帰属を決めずに解決方法だけを両国が合意して妥結させる公算が大きい」と述べ、独島/竹島問題が棚上げされるのはやむを得ないと認識を示したほか、以下のように述べ、韓国側の譲歩を求めた。「韓国側はいぜん竹島を同国帰属と強調するだろうが、日本側が了承しないことも十分承知しており、日韓交渉をこの機会に全面妥結するためにある程度日本側に譲歩するほかない」

『毎日』は、独島/竹島問題が棚上げされると予測していた点では、『朝日』、『読売』と同様の認識を示していたが、問題の解決方法を決めるについても性急な判断を警戒していた。同紙は、6月16日「竹島タナ上げか」という見出し記事を1面に載せ、独島/竹島問題が棚上げされる可能性について言及しながらも「竹島問題は領土問題だけに日韓双方の対立は深い…今のところ双方が妥協して何らかの解決方法を見だす見通しは暗い」と解決方法を決める困難さを指摘した。

また、『朝日』と『読売』が解決方法を決定するために外相会談が開かれると予測していたこととは若干異なって、『毎日』は外相会談を放棄し、実務会談が開かれると見ていたことは注目される。6月14日には「竹島の帰属問題など高度の政治的配慮をする問題は外相会談で決着がつけられる見通しだ」¹⁶と述べ、外相会談を予測していた同紙は、6月17日になると「李〔東元〕長官は国内国民感情からこの問題で話し合うことを避けたい意向といわれ、結局、高杉〔晋一首席代表〕と金〔東祚駐日大使〕の会談で解決の目途を付ける公算が強い」と外相会談への期待を捨て、実務会談の可能性を言及するようになった¹⁷。『毎日』が外相会談を放棄し、実務会談を予測したのは、李東元外務部長官が独島/竹島問題をめぐる交渉を拒否するなど韓国政府が強硬な態度を示したためである。

次に、『産経』の論調を見ていく。6月15日、問題の解決について「早急に両国間で非公式的な意見交換をはじめ、椎名・李長官会談で一挙に解決する方針である」¹⁸と述べ、外相会談による解決を予測していた同紙は、6月16日には「日韓調印 竹島帰属、棚上げへ」という見出し記事を1面トップに載せ、問題の棚上げ可能性を言及するようになる。しかし、同紙は「韓国側は外相会談のテーマとしないという主張を変える見通しではなく、結局、椎名外相と金大使の間で検討する公算が強い」と述べ、外相会談を断念し、むしろ椎名外相と金東祚大使との間で交渉が行われると見ていた。しかし、これによって、『産経』の論調が椎名外相と金大使による会談に固まつたわけではない。6月17日になると、同紙は、また椎名・金会談を撤回し、外相会談の必要性を力説するようになる¹⁹。政治会談と実務会談をめぐって『産経』の立場は明らかに揺れていた。

15「竹島 最終の焦点 日韓会談18日からヤマ場へ」『読売新聞』1965年6月16日付け。

16「日韓今週総仕上げ 漁業監視員など再折衝」『毎日新聞』1965年6月14日付け。

17「各懸案一部残し合意 日韓交渉今夜最後のヤマに」『毎日新聞』1965年6月17日付け。

18「大詰めの日韓交渉 22日調印で一致」『産経新聞』1965年6月15日付け、夕刊。

19「竹島問題解決の条件」『産経新聞』1965年6月17日付け。

以上を踏まえ、実務会談が始まる直前における日本の新聞各紙の論調をまとめておきたい。まず、独島/竹島問題は本調印の前に交渉が行われると認識していた点で、4紙の論調は共通していたが、外相会談が開かれるか、それとも実務会談が開かれるかについては、『朝日』、『読売』、『産経』が外相会談を、『毎日』が実務会談を予測するなど各紙の論調は二分化された。実際に独島/竹島問題が牛場審議官と金東祚駐日大使による実務会談から論議されるようになった経緯から見れば、『毎日』は、問題の動向を正確に捉えていたと言える。また、本調印までは独島/竹島問題を解決するのはほぼ困難であるため問題の解決方法だけを決めておいて、帰属問題は棚上げされるという認識は4紙の中で共通していた。結局、この時期に、日本の新聞の「棚上げ論」が大勢となったと言える。日本の新聞各紙が「棚上げ論」を既成事実として追認するようになったのは事実であるが、『朝日』、『読売』、『毎日』はそれを支持するか、または、反対するかなどについて自ら見解や主張を明確に表明することはほとんどなかった。これは、問題の棚上げに対して3紙の立場がまだ固まっていないことを意味する。

こうした中で、『産経』が6月17日の3面の半分以上を社説と解説記事で飾り、問題の棚上げについて自社の主張を明確に打ち出したことは目を引く。『産経』はまず「日韓交渉最後の懸案

竹島の帰属」と題した解説記事の中で、独島/竹島問題が棚上げされる可能性が強いと述べた上で、棚上げされる以降の状況についてはこう述べている。「その場合、事実上いまの状態は続くわけである」が、「はっきり韓国領と決まったわけでもないから竹島を中心として半径3カイリの領海を韓国領に認めたり、同じく半径12カイリの漁業専管水域を認めたりする必要もない。日本海中央に大きな穴があくことは当面避けられるわけで、実害はまず少ないと言える」。この記事を見る限り、問題の棚上げに対する『産経』の認識は決して否定的なものとは言えない。

次に、「竹島問題解決の条件」と題した同日の『産経』の社説を見ていく。ちなみに、日本の新聞で独島/竹島問題を見出しとした社説が載せられたのはこれが唯一である。社説で同紙は、これまでの交渉の中で独島/竹島問題をめぐってどの点で両国の意見が合わなかったかを説明した後、解決方法については以下のような見解を示した。

両国の主張が根本的に対立して妥協がつかないなら、ハーグの国際司法裁判所に日本から提訴し、韓国はこれを受けて立つ立場で公正な裁定をもとめることがこのさい一番合理的な解決方法であろう。国際司法裁判所には共産国の司法官も立ち会うということで韓国が忌避するなら、次善の案としては公正な第3国の仲裁調停に委ねることも考えてよかろう。

他の3紙が問題の棚上げを言及するだけで、具体的な解決方法についてはほとんど意見を示していないかったこととは対照的に、『産経』は以上のように国際司法裁判所または第3国調停など具体的な解決方法を明確に提示しているのは注目に値する。そして「竹島を韓国に占領された現状のまま放置することは断じて許されないし、少なくも国際司法裁判所を条件に棚上げとし、正式調印にすすむことがぎりぎり最低の譲歩の線であろう」と述べ、国際司法裁判所による解決方法が得られれば棚上げを容認するとの姿勢を示した。

以上のように、社説においても同紙は問題の棚上げについて格別不満を示したわけではないが、日本政府に対しては非常に厳しい視線を投げかけた。まず、同紙は解決方法がこれまで全く論議

されてこなかったことについて「心から遺憾」と述べた上で、次のように厳しい論調で日本政府を批判した。「もっとも竹島問題では韓国国民の感情はこちこちに固まってきて、とうていこれまでの交渉で取り上げる余裕がなかったと、わが政府当局は説明するかもしれない。それならばこれはわが政府の韓国にたいするコンプレックスと評するほかはあるまい。韓国国民に国民感情があるように、私たち日本国民にも国民感情がある」

棚上げの前提として国際司法裁判所による問題解決を主張しており、それまで問題解決に消極的な姿勢を示してきた日本政府に対して厳しい批判を加えた『産経』の解説記事と社説を見ると、実務会談が始まる前において、日本の新聞の中で『産経』が独島/竹島問題に対して最も強硬な見解を示していたと言える。

1－2. 韓国の新聞の論調

次に、韓国の新聞の論調を見ていくことにする。独島/竹島問題が韓国の新聞で大いに取り上げられるのは日本の新聞と同様、6月15日からである。6月15日から関連記事の件数が増加することは、韓国の新聞の関心が反映された結果であろう。この時期、韓国の新聞各紙が特に注目していたのは、日本の新聞と同様、果たして問題は本調印の前に論議されるかどうかだった。しかし、日本の新聞各紙が外相会談または実務会談を予測し、そこで問題の解決方法だけは決められると見ていたこととは対照的に、韓国の新聞各紙は、独島/竹島問題はいかなる会談においても論議されることはないと見方を示していた。実務会談が始まるまでの韓国の新聞の主な見出し記事を以下に示しておく。(この時期、『朝鮮』と『韓国』は朝刊紙、『東亜』と『京郷』は夕刊紙であった)

独島政治会談提議 椎名外相、金東祚大使に（朝鮮16日）

独島問題 韓日会談と関係なし 李外務会見談（朝鮮16日）

独島問題を論議の対象としようとする底意は何か（朝鮮16日）

独島は厳然たるわが領土 政治会談あり得ない 訪日計画もない（東亜15日）

22日内調印ほぼ確実 日本側、独島問題提起しない模様（東亜16日）

韓日22日に正式調印 李外務会見談 独島は協商から除外（京郷15日）

独島問題除外 日外相 決議説（京郷16日）

韓日協定22日まで正式調印 独島はわが領土 政治協商の対象にならない（韓国16日）

李外務20日訪日 竹島問題先送り（朝鮮17日）

韓日懸案 今日条文化 独島は調印後協商（韓国17日）

6月15日、独島問題は政治協商の対象ではないため現在のところ外相会談を開く予定はないとの李東元外務部長官の発言を見出し記事で伝えた『東亜』と『京郷』は、それぞれ6月16日にも関連記事を載せ、独島/竹島問題が今後論議される可能性は極めて少ないと報じた。

まず、『東亜』は「22日内調印ほぼ確実 日本側、独島問題提起しない模様」との見出し記事の中で、日本政府の閣議決定を報じた後、本調印まで日本政府が独島/竹島問題を提起することはないとの見通しを示した上で、6月22日の本調印はほぼ確実と述べた。また、『京郷』も「李外務、訪日確定的」との記事で、6月22日の本調印を行うために李東元外務部長官が訪日する

ことを報じた上で「李長官が訪日しても、独島問題が協商の対象にならないことは明白である」と述べ、独島/竹島問題が本調印まで論議される可能性を否定した。

また、『韓国』と『朝鮮』も、『東亜』と『京郷』と同様の認識を示した。まず、6月15日と16日両日にかけて、日本政府が問題の解決方法を決定するために政治会談を求めていると報じた『韓国』は²⁰、6月17日には「韓日懸案、今日条文化 独島は調印後協商」との見出し記事を載せた。記事で同紙は「本調印前に独島問題が論議されることは全くない」と断じた。

また、『朝鮮』も6月17日「李外務20日ごろ訪日 独島問題持ち越す」と題した見出し記事の中で「独島問題は22日本調印以前には論議しないことで両国が諒解し、本調印は予定どおり行われることが確実になった」と述べ、他の3紙と同様に独島/竹島問題は本調印の前にいかなる会談においても論議されることはないとの認識を示した。

しかし、注目すべきなのは、上記の「独島は調印後協商」(『韓国』6月17日付け)「独島問題持ち越す」(『朝鮮』6月17日)記事のタイトルにも示されているように、両紙は、独島/竹島問題は国交正常化後に論議すべき対象である、つまり、独島/竹島問題は棚上げされたとの認識を示したことである。日本の新聞では「棚上げ論」がすでに大勢になっていたが、この時期、韓国の新聞の中では、『韓国』と『朝鮮』だけが問題の棚上げを報じており、それは『東亜』と『京郷』の論調とはかなり異なるものであった。『東亜』と『京郷』で問題の棚上げを示唆するような論調は実務会談が始まってから徐々に出現するが、それについては後述することにする。

さて、『朝鮮』は、独島/竹島問題は棚上げされると予測していたが、日本に対する同紙の論調は次第に強硬な方向に移行していた。6月15日、椎名外相が金東祚大使に対して、問題の解決方法を決めるためには政治会談を開くべきと提案したことを報じた『朝鮮』²¹は、6月16日には「独島問題を論議の対象としようとする底意は何か」という見出し社説を発表し、日本政府の動きに対して強い警戒感を示した上で、非難の声を高めた。同紙は、まず、問題の解決方法を決めようとする椎名外相の発言に対し「その意図がどこにあるにせよ、韓国国民の対日感情を極めて刺激する発言に違いない。日本の自民党政府が果たして韓日国交正常化を真に望んでいるのかその態度を疑わざるを得ない」と非難した。また、日本政府が独島/竹島問題を再び持ち出したことについては「本調印を遅延しようとする意図」であり、「全く納得できない」と不満を示した。日本政府に対する『朝鮮』の不快感と警戒感がいかに強かったかがこの社説に鮮明に現われている。

以上、実務会談が始まる前において、韓国の新聞各紙の全般的な論調を見ると、問題の棚上げについては各紙の論調が割れていたが、独島/竹島問題が本調印の前に論議されることはないと認識は4紙で共通していた。

では、韓国の新聞は、なぜ独島/竹島問題をめぐる交渉を全面否定していただろうか。それは、独島/竹島を領有している今の状態を維持するためには、問題の解決方法が決められる可能性があるいかなる交渉に対しては反対しなければならないという思惑が韓国の新聞各紙にあったためと言える。当時、韓国の新聞の関連記事を見ると、独島/竹島問題が論議されることはあり得な

20「本調印の前に独島解決ための会談を提議」『韓国日報』1965年6月16日付け。

21「独島を最後の論議対象に」『朝鮮日報』1965年6月15日付け。

いという韓国政府の発表内容をそのまま信用し、一方、独島/竹島問題はその解決方法を決めるために政治会談などで論議すべきとの日本政府の主張は全く無視するというかなり恣意的な報道をしていたという印象を受けざるを得ない。

2. 棚上げをめぐる論争（6月17—20日）

先述したように、日本政府は本調印までは政治会談を通じて少なくとも問題の解決方法だけは決めるべきと主張していたが、他方、韓国政府は一切の妥協を許さない強硬な態度を明らかにしていたため（6月15日の李東元外務部長官発言）、独島/竹島問題がどのように妥結されるのかは予断を許さない状態であった。こうした中、6月17日から開かれた実務会談（牛場審議官、後宮アジア局長、金東祚駐日大使、延河亀亜州局長が参加）で、牛場審議官が独島/竹島問題の解決を要求した。

牛場審議官は日本政府の条文案として「紛争解決に関する議定書」を韓国政府に提示した。この議定書では、独島/竹島問題を日韓両国間の紛争と明確に定め、仲裁委員会の裁定による解決が義務付けられていた²²。つまり、この案では独島/竹島の名と問題の解決方法が明確に示されていたのである。

日本政府は、仲裁委員会による解決を提案したことでそれまで解決方法として希望していた国際司法裁判所案を完全に断念した。しかし、問題の解決方法だけは決めておくことを諸懸案の一括解決と見なしていた建て前から²³、独島/竹島問題が国交正常化後に持ち越されることはやむを得ないとしても、条文に独島/竹島の名とその解決方法を明示することだけは決して譲歩できないとしたのである。

これに対して金東祚駐日大使は、韓国政府の案として「交換公文案」を牛場審議官に提示した。この案では日本政府の「紛争解決に関する議定書」とは対照的に、独島/竹島という名前がなく、解決方法も仲裁委員会ではない第3国調停が示されていた²⁴。つまり、韓国政府は、独島/竹島の名を条文に明記することに反対し、解決方法も仲裁委員会より法的拘束力が弱い第3国による調停を提案したのである。しかも、ここでいう第3国による調停は、特定の一国に調停を委ねるものではあるが、それが強制力を持つためには「日韓両国が合意していかなければならない」と規定されていた。以上の「交換公文案」からは、独島/竹島の名を条文に明記することと拘束力を持つ解決方法を採用したくないとの韓国政府の意向がいかに強かったかが読み取ることができる。結局、韓国政府は日本政府の「紛争解決に関する議定書」を受け入れなかつた。

6月17日に開かれた実務会談における論議の焦点は、独島/竹島問題についてどのような解決方法を採用するか、そして、独島/竹島の名を条文に明記するか否かであったが、結局、両国の意見が一致したのは「両国の紛争はまず外交上の経路を通じて解決を図る」ことしかなかった。

韓国政府の「交換公文案」に対する日本政府の回答は6月18日に行われた。18日、日本政府は新たな条文案として、6月17日の「紛争解決に関する議定書」に修正を加えた「交換公文案」を提示し、韓国政府の反応を待った。特記すべきなのは、同案には独島/竹島の名が消えたことである。結局、日本政府は韓国政府の要求どおりに条文に独島/竹島の名前を明記することを放

22 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」220—224頁。

23『第47回参議院予算委員会会議録』4号、1964年12月10日。

24 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」225—227頁。

棄したのである²⁵。

韓国政府がいかなる条文においても独島/竹島の名前を明記することに極力反対していたことを考えると、日本政府の「交換公文案」は韓国政府の主張がかなり反映されたものであり、これは日本政府が大きく譲歩したものと言わざるを得ない。しかし、日本政府の譲歩があったにもかかわらず、韓国政府は日本政府の「交換公文案」の受け入れを拒否した。

以上、独島/竹島問題の条文化をめぐる交渉は始まったものの、最終的な結論は出ず、両国の意見は対立したままであった。だが、条文に独島/竹島の名を明記しないという骨格が決まつたことを考えれば、6月17日と18日両日間に開かれた実務会談は、独島/竹島問題をめぐる交渉を考える際に、一つの大きな柱となったと言っても過言ではない。

2-1. 日本の新聞の論調

こうして実務会談が行われ、問題の棚上げがますます確実になっていく状況の中で、両国新聞は独島/竹島問題についてどのような報道を展開していたのであろうか。6月17日から実務会談における交渉が本格的になると、両国新聞は独島/竹島問題について関心をさらに高め、関連記事は次第に増加する。実務会談が始まった17日から外相会談が始まるまでの日本の新聞の重要な見出し記事を以下に示しておく。

韓国側、最終打合せ 竹島はタナアゲ（朝日17日、夕）

竹島解決方法に開き 日本 第3国調停、強く押す（毎日17日、夕）

成否のカギ竹島 日韓交渉予断許さぬ タナアゲ（読売18日、朝）

竹島 協議継続で合意 日韓、条文化きょうにも終了（毎日18日、朝）

竹島問題は日韓外相会談で 閣僚懇談会で検討（毎日18日、夕）

日韓会談 実質的に妥結 きょう最終決着へ 竹島はさらに折衝（朝日19日、夕）

竹島は継続審議 日韓事務折衝きょう完了 22日に正式調印（読売19日、朝）

日韓正常化 22日に調印 竹島は交換公文で 継続審議の表現に練る 実質的にはタナアゲ（毎日19日、朝）

日本の譲歩で妥結 竹島帰属タナアゲ（産経19日、夕）

あす日韓外相会談 竹島処理 政治的合意図る？具体的な島名出さずに（朝日20日、朝）

日韓、全懸案で合意 牛場・金会談 竹島調停持込みも継続協議不調なら（読売20日、朝）

きょう政治決着 日韓会談 竹島など残る懸案 李長官来日（朝日21日、朝）

日韓協定あす正式調印 李東元外相が来日 竹島など政治折衝へ（産経21日、朝）

竹島問題の交渉は拒否 朴大統領が訓令（産経21日、朝）

上との関連で、日本の新聞各紙の論調を検討していく。すでに「棚上げ論」を言及していた日本の新聞各紙は、6月17日に実務会談が始まると「棚上げ論」にさらに傾くようになるが、一部の新聞では問題の棚上げの問題点を指摘する論調が現われるようになる。日本の新聞の中で、

25 日本国は独島/竹島の字を消した理由について、次のように述べた。「紛争解決が竹島問題に限定されて内容が簡単になり、また韓国案も交換公文であったので、これに応する形としたのである」。前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」228-229頁。

特に、問題の棚上げに否定的な見方を示していたのは、『朝日』と『毎日』であった。両紙は、独島/竹島問題についてどのような解決方法が採用されるか、この問題を条文にどのように表現するかについても関心を寄せていたが、独島/竹島の名を条文に明記しないことについてはかなり批判的な見方を示していた。

まず、問題の棚上げにそれほど批判的な見方を示していないかった『読売』と『産経』の論調から見ていく。6月17日、「日韓交渉18日に協定案文」(夕刊)との記事で、「紛争解決方法を明示して、帰属決定は将来に持ち越す」と問題の棚上げに改めて言及した『読売』は、6月18日にも「成否のカギ竹島」との見出し記事で、6月17日に行われた実務会談の結果を報じる中で「紛争解決の方法を明示して、帰属決定は将来に持ち越す」という形で結局落ち着くのではないかとの見方が出ている」と再び問題の棚上げを言及した。しかし、同紙は「韓国側には竹島問題では一方も引けないと空気が流れているため、日本側が提案しても受け入れるかどうか予断を許さない」と述べ、韓国政府の態度に警戒を緩めなかった。韓国政府の態度を警戒していた『読売』の態度は、6月19日、1面の中央右下に載ったイラストからもうかがえる。朴正熙大統領をイメージしたかに見える「韓国」の男性が、一つの島に立って「領有主張」と書いている竹槍を手にしており、島を守る彼の表情は戦意満々である。題して「竹島」。このイラストは韓国に対する日本の脅威認識を表しているとも解釈できる。

また、『読売』は「李外相来日はあすに」(夕刊)中で、「朴大統領は、もし日本があくまで竹島問題でねばるならば、本調印を延ばしてもかまわない旨、指示したとも伝えられている」と述べた。確かに韓国政府の強硬な態度への同紙の警戒感は強まっていた。

次に、『産経』の論調を見ていく。『産経』は実務会談が始まると、6月19日夕刊で「日韓調印準備ほぼ完了 竹島帰属タナ上げ」と題した記事を1面トップに載せ「竹島問題は国交正常化後、外交ルートを通じて協議することに固まりつつある」と述べ、独島/竹島問題は棚上げされるとの認識を改めて示した。また、同紙も『読売』と同様、韓国政府の強硬な態度に対して警戒を緩めなかった。『産経』は、同日「李外相来日 あすに延期」(夕刊)との記事では、6月19日に予定されていた李東元外務部長官の来日が20日に延期されたと報じた上で「延期の理由は、閣議での最終決定が遅れたためとされているが、それは表向きの理由で実際は竹島問題の解決について韓国側にとって満足できる方法が日本側から提示されていないところにあるようだ」と述べた。

以上、『読売』と『産経』の論調を見ると、問題の棚上げを改めて言及していた点、また、韓国の強硬な態度を警戒していた点で両紙は共通の認識を示していた。

『朝日』と『毎日』も、実務会談の結果「〔竹島問題は〕解決方法を明示して帰属決定は将来に持ち越す」ことで合意に達したと報じ、独島/竹島問題は棚上げされることになったと改めて強調した。しかし、注目すべきなのは、両紙の紙面に問題の棚上げの否定的な側面を指摘する論調が目立つようになったことである。また、両紙は両国政府が交わした条文案の詳しい内容まで把握しており、独島/竹島の名を条文に明記しないことについては、日本政府の大きな譲歩と指摘した。以下では『朝日』と『毎日』の論調を論じていく。

『朝日』は6月18日、「なぜ急ぐか日韓交渉」と題した解説記事を載せた。記事で同紙は「問題の先送り〔棚上げ〕については政府内にも強い懸念がある」と述べ、問題の棚上げを疑問視す

る政府側の声を報じた上で「こうした問題点が多数残されたままだとするならそれは国交正常化の効果を減殺するだけでなく、その目的とはおよそ反するしこりを両国関係の将来にのこすことになろう」と述べ、棚上げの問題点を指摘した。

6月19日にも、実務会談の結果を報じる中で「具体的な表現問題をめぐって双方の主張にはなお開きが残っている」²⁶と述べた『朝日』は、6月20日の「あす日韓外相会談 竹島処理 政治的合意図る?」と題した記事では「竹島はもともと韓国領だとする韓国内の国民感情を考慮して、とくに竹島問題として取り決めることはせず、一般的な外交上の未解決懸案を解決する方法を取り決めることで合意する」と述べ、日本政府が譲歩する形で独島/竹島の名は表記されないとの見方を示した。

『毎日』も、『朝日』と同様に、問題の棚上げについては不満を示し、独島/竹島の名を明記しない条文案は日本側がかなりの譲歩をしたものと繰り返し強調した。例えば、同紙は、6月19日、「日韓正常化22日に調印 竹島は交換公文で」との見出し記事を1面トップに掲載し、問題の棚上げについて「日本政府は解決の目途はつけたと主張しているが、実質的には棚上げを批判する向きもある」と述べ、棚上げは今後に問題点を残すことになると指摘した。『毎日』は、また独島/竹島の名前が明記されなかった条文案の内容にも不満を示し「日本側としてはかなり大幅な譲歩をした」と述べたほか、6月20日の「六年程度で妥結か 漁業協定の有効期間」との記事でも、日本政府は新たな条文案を提示し、韓国政府を説得中であることを報じた上で「この案は2国間の通常の外交折衝による解決を建て前としていること、さらにその折衝に特定の機関を付けていないことなどの点でかなり譲歩したものである」と述べた。『毎日』と『朝日』は「棚上げ論」が登場した当初は問題の棚上げについて見解を示さなかったが、問題をめぐる論議が始まると、問題の棚上げは日本政府の譲歩として批判したのである。

こうして6月17日から独島/竹島問題をめぐる交渉が始まったことで、各紙には関連記事が多く掲載されるようになり、独島/竹島問題がどのような解決されるかは交渉の最終段階において日本の新聞の最大の関心事となった。

2-2. 韓国の新聞の論調

次に韓国の新聞の論調を見ていく。韓国政府が独島/竹島問題をめぐる交渉に応じたことは確かに韓国の新聞各紙に大きな反響を呼んだ。それは、先述したように、実務会談が開かれる前まで韓国の新聞各紙はいかなる交渉でも独島/竹島問題が取り上げられることはないと確信していたためである。したがって、実務会談が始まり、この問題が論議されているという事実が次々と明らかになると、各紙は独島/竹島問題に関心を高め、実務会談に関する記事を積極的に掲載するようになる。以下は実務会談が始まってから外相会談が開催されるまでの韓国の新聞の見出し記事である。

未決事項今日一括妥結 独島問題、継続討議事項に 共同声明へ（朝鮮18日）

独島、まだ政治妥結の対象？（朝鮮19日）

独島は外交交渉の対象にならない（東亜19日）

26「日韓会談 実質的に妥結 きょう最終決着へ」『朝日新聞』1965年6月19日付け、夕刊。

政府、韓日協定初案を検討 22日調印対策を論議 独島論議固執するなら 延期も辞さない
(東亜 19日)

22日正式調印のため李外務あす訪日 独島問題、協商から除外 (京郷 19日)

椎名日本外相单独会見 李外務と独島問題折衝 (朝鮮 20日)

韓国の新聞の論調で特記すべきなのは、実務会談の具体的な内容を報じていく中で、『朝鮮』が独島/竹島問題は棚上げされる可能性が大きくなつたと問題の棚上げをさらに明確に言及したことである。以下には『朝鮮』の論調を検討することにする。

『朝鮮』は、6月18日「未決事項、今日中に一括妥結 独島問題今後の討議事項に」と題した見出し記事を載せた。記事のタイトルからもうかがえるように、同紙は独島/竹島問題は棚上げされるとの認識を再び示した。記事の内容を詳しく見ると、『朝鮮』は実務会談で独島/竹島問題が論議されたことを報じる中で「独島問題は今後引き続き討議する旨を外相の共同声明に明記することで意見の一一致を見た」と述べ、この問題が棚上げされたことを明らかにした。

また、6月19日の「独島、まだ政治妥結の対象?」と題した見出し記事で「独島問題は日本側が強硬に主張しているため、調印直前に政治的論議の対象となっている」と述べ、独島/竹島問題が論議されていることを率直に認めた『朝鮮』は、6月20日には「調印後にも継続交渉するとの形で両国が了解したような印象が強い…この問題は日韓両国の将来に新たな紛争の種になりそうだ」と述べ、問題の棚上げの可能性を改めて言及した。

以上、『朝鮮』は独島/竹島問題が棚上げされるとの認識を示していたが、同紙の記事を見る限り、交渉に応じた韓国政府を批判する記事はほとんど存在せず、しかも、問題の棚上げについても反対する言説はそこには見られなかった。このように、『朝鮮』が問題の棚上げに対してかなり柔軟な見通しを述べていたこととは対照的に、すでに問題の棚上げの可能性を言及していた『韓国』の論調は次第に強硬な方向に傾いていた。『韓国』は問題の棚上げについては格別反対していたわけではなかったが、独島/竹島問題が本調印の前に論議されている状況については否定的な見解を示した。

では、『韓国』の論調を見る前に、まず、6月18日、『韓国』の1面の中央左端に載った社告の内容を簡単に示しておきたい。『韓国』はこの日「独島警備隊へ温情を」という社告欄を設け、独島警備隊員への慰問金と慰問物資の募集を呼びかけた。そこには「今日も独島警備隊はあの海しかない遙かに遠く離れた極地から、陸地からの暖かい声を待っている」という内容が書かれていた。両国新聞の紙面で独島/竹島問題に関する社告が掲載されるのはこれが最初であり、『韓国』は6月20日にも「独島警備隊員に各界から慰問金品集まる」という社告を掲載した。このように、『韓国』は通常紙面での報道のみならず、独島/竹島問題に対する読者の関心を高めるために、一般読者に向けて社告を出すなど報道以外の部分でも世論形成上役割を果たしていたと言える。

さて、独島/竹島問題が論議されていることについて『韓国』が強硬な論調を展開していたと上述したが、その具体的な記事を見ていく。例えば、『韓国』は6月18日に「原則を守る折衝にならなければならない」と題した社説を掲載し「独島は1450年間²⁷にわたり、厳然たる韓国固有の領土であり、現在も慶尚北道鬱陵島に属している」と独島の領有権を主張した。また、この

問題が論議されていることについては「独島問題はいかなる理由があっても政治協商の対象としてはならない」と否定的な見解を改めて表明した。『韓国』は最後には独島/竹島問題は会談と関係がないことを強調した上で、交渉に応じた韓国政府に対しても安易な妥協をすべきではないと呼びかけ、強硬な姿勢で示した。

また、『東亜』の紙面にも強硬な論調が目立った。『東亜』は6月19日、「独島は外交交渉の対象にならない」と見出しの社説を載せ、問題の論議を求める日本の態度は看過できないと警戒感を強め、次のように日本非難の声を高めた。「たとえ建て前に過ぎないとしても、厳然たるわが領土をめぐって交渉をすることは不愉快極まりない話であり、まるでわが國から全てを奪い取ろうとする過欲で無礼な態度だと言わざるを得ない」。さらに、同紙は、韓国政府にも厳しい目を向け、以下のように痛烈に批判した。

さらに憤慨に堪えるのは、このような日本の策略をすでに知っていたにもかかわらず、予定を早めて訪日しようとする李〔東元〕長官の行動である…我が領土に対して不当な主張を繰り返す日本と政治折衝を図るその理由は一体どこにあるか。その拙速主義を最後まで固執するつもりか…政府当局の反省を促さざるをえない。

次に、『京郷』の論調を見ていく。『京郷』は6月18日の時点では「本調印の前に取り残された最大の懸案は独島帰属問題であるが、これを解決のために19日からは金〔東祚駐日大使〕と牛場〔信彦審議官〕両国代表の間で事前協議が行われる予定であり、21日頃に開かれる李〔東元〕・椎名外相会談でもこの問題が焦点になると見られる」と述べ、本調印前に独島/竹島問題をめぐる交渉が行われると見ていた²⁸。しかし、6月19日になると、同紙は、韓国政府は独島/竹島問題に関するいかなる交渉にも応じない予定と報じた上で「独島問題は協商から除外」されたと報じた²⁹。「協商から除外」との言葉が果たして何を意味するかについて同紙は全く説明をしていないが、記事の文脈から判断する限り、『京郷』は本調印前に独島/竹島問題が論議されることはずないと認識していたと言える。しかし、『京郷』が問題の論議を否定していたにもかかわらず、この時期に実務会談はすでに始まっていた。『京郷』は他の3紙と比べて問題の論議を否定する見方が隨所に現われているとともに、比較的強硬な論調が目立っていたが、独島/竹島問題が実際にどのように論議されているかという交渉の状況に関する記述は他の3紙と比べて少ない傾向が見られる。

以上、実務会談が始まったこの時期、独島/竹島問題に対する韓国の新聞の論調は大きく2つに割れており、その違いはかなり明確に色分けされていた。約言すれば、『朝鮮』と『韓国』は、独島/竹島問題が実際論議されていることを認める一方、結局、この問題は国交正常化後に棚上げされる可能性が大きいと報じていた。これとは対照的に『東亜』と『京郷』は、交渉の状況についてほとんど触れず、また、この問題が棚上げされるとの認識もほとんど示さなかったのである。

27『韓国』は新羅が于山国を正服した512年以来独島が韓国の領土となったと主張したが、果たして独島が于山国に含まれていたか否かをめぐっては両国の見解が大きく食い違っているため、これらについてはさらに議論を深める必要がある。

28「2、3件の問題だけが未決」『京郷新聞』1965年6月18日付け。

29「22日正式調印のため李外務あす訪日 独島問題、協商から除外」『京郷新聞』1965年6月19日付け。

る。

韓国の新聞は、日韓国交正常化交渉開始当初から独島/竹島問題は論議と関係がないとの立場を堅持し、問題解決を要求する日本政府に対してはいっせいに強硬な論調を展開してきた。しかし、6月17日から問題をめぐる交渉が始まると、独島/竹島問題に対する韓国の新聞の異なる論調が浮かび上がったのである。すなわち、韓国の新聞は独島/竹島問題は会談と関係がないとの立場は崩さなかったものの、問題が論議されている状況や問題の棚上げについては国論が一致していなかったと言える。

6月17日の実務会談以降、問題の解決方法と条文の表現をめぐる交渉が繰り返された結果、独島/竹島問題は条文に明記せず、一般的紛争処理という形にするという骨格が決まったが、解決方法をめぐる両国の意見は完全な合意を見るには至らず、結局、最終的結論は6月21日から開かれる椎名外相と李東元外務部長官による外相会談の場に持ち込まれることになった。外相会談に関しては、6月19日に予定されていた李東元外務部長官の訪日が延期されると、延期の理由について様々な憶測が飛び交ったが、結局、李外務部長官は6月20日に訪日し、翌日21日には第1回外相会談が開かれた。そして、独島/竹島問題をめぐる交渉はいよいよ最終段階に入ることになった。しかし、6月21日開かれた第1回外相会談においても、両国政府は相手国が呑めない条文案を提示するだけで、本調印が行われるまで問題の妥結に困難が多いことは自明なことだった。

3. 棚上げの容認（6月21—22日）

6月22日に予定されていた調印式が近付くことについて、独島/竹島問題に対する両国新聞の関心はさらに高くなり、関連記事の件数も増加していく中で、椎名外相と李東元外務部長官による第1回外相会談が6月21日に日本の外務省で開かれた。この会談では、特に、どのような解決方法を採用するか、また、条文に独島/竹島問題をどのように表現するかなど問題の最終的結論を目指して本格的な議論が行われた。外相会談で新たな条文案を提示したのは今回もまた日本政府だった。

椎名外相は、日本政府の新たな案として「基本関係に関する条約付属交換公文」を提示した。同案では、独島/竹島の表現を避け「両国間のすべての紛争」が明記され、また、解決方法は「合意する仲裁」が定められていた³⁰。これは、韓国政府の要求をかなり反映した日本政府の妥協的提案であった。このように、日本政府がかなり譲歩する姿勢を見せたにもかかわらず、李東元外務部長官は椎名外相の提案を受け入れなかった。

第1回外相会談後には、牛場審議官と金東祚大使との間で再び交渉が行われたが、条文案の具体的な表現をめぐっては依然として対立を続け、結論には至らず、最終的結論は6月22日調印式の直前に開かれる予定の第2回外相会談に持ち越されることになった³¹。

そして、第2回外相会談は6月22日午前、日本の外務省で開かれ、会談で李東元外務部長官は韓国政府の最終案として「日韓両国間の紛争の平和的処理に関する交換公文」を提示した。李外務部長官は6月21日に日本政府が提示した案の中で明記されていた「両国間のすべての紛争」

30 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」238頁。

31 同上、239—242頁。

を「両国間に生ずる紛争」と変更し、仲裁は削ることを要求した³²。特に、「生ずる」との文句の挿入を求めたことは「両国間のすべての紛争」の対象から独島/竹島問題を明確に除外しようとする韓国政府の思惑があったためであろう。

これに対し、椎名外相は「両国間の紛争」の表現以外は考えられないと述べ、韓国政府の「生ずる」という表現の挿入要求を拒否した。また、外相は「両国間の紛争」との表現を韓国側が受け入れる場合は、仲裁を調停に変更することもあり得ると提案した³³。結局、椎名外相と李東元外務部長官が意見交換をした結果、独島/竹島という名前は条文の中には用いず、「両国間の紛争は外交上の経路を通じて解決をはかる」という趣旨の一般的な表現に加え「それで解決できない場合は、両国が合意する第3国の調停によって処理する」ことに意見の一一致を見た。この取り決めは、交換公文として取りまとめられた。

第2回外相会談後、午後5時に予定されていた調印式を45分後にした4時15分から4時35分までの20分間、佐藤首相と李東元外務部長官は独島/竹島問題をめぐって最後の交渉を行った。外相会談に引き続き、李外務部長官は「両国間の紛争」に「生ずる」の文句を入れることを佐藤首相に要求した³⁴。「両国間の紛争」の対象から独島/竹島問題を除外したいという韓国政府の意図がいかに強かったかがうかがえる。これに対し、佐藤首相は「今までの日本側の案ですら自分の予想をこえた譲歩であるので、私にとっては不満であるが、大局見地からこれを承認した。これ以上の譲歩は不可能である」と述べ、韓国側の要求を退けた³⁵。このように、佐藤首相自ら李東元外務部長官の要求を拒否した以上、韓国政府にとって他の選択肢はなかった。結局、韓国政府の最後の希望は実を結ばず、「生ずる」との文句がないまま、独島/竹島問題をめぐる交渉は問題の解決方法が定められた交換公文を交わすことによってやく終止符を打つことになった。両国政府の譲歩と妥協など多くの曲折を経て、作成された交換公文の内容は以下のとおりである。しかし、その内容は両国政府それぞれ明確な説明が容易ではないという条文の曖昧さが目に付く。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする。

「紛争解決に関する交換公文」はその名のとおり、両国間の紛争の解決方法が定められていた。その一方で、独島/竹島という名を明記しなかったため、交換公文でいう「両国間の紛争」が独島/竹島を指すかどうかをめぐって違う解釈の余地を残してしまった。本稿では詳しい考察は省くが、交換公文の解釈をめぐって日韓両国の見解は正反対であった。まず、韓国政府は、交換公文には独島/竹島という名が明記されていないため、交換公文でいう紛争には独島/竹島問題は当然該当しないと主張した³⁶。つまり、交換公文と独島/竹島問題は全く関係がないという立場

32 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」244–245頁。

33 同上。

34 同上、246–247頁。李東元外務部長官との論議について、佐藤首相は1965年6月22日の日記で次のように書いた。
「竹島問題は最後まで難点…実益なし」。独島/竹島問題が棚上げされたことについて「実益なし」と判断していたのが興味深い。佐藤栄作『佐藤栄作日記 第2巻』朝日新聞社、1998年、288頁。

35 前掲「日韓国交正常化交渉の記録（竹島問題）」247頁。

36 『第52回韓日特別委員会会議録』8号、1965年8月9日。

を取ったのである。他方、日本政府は、交換公文には独島/竹島の名は明記されていないものの、過去の交渉経緯から見て、交換公文でいう紛争には独島/竹島問題が当然含まれると主張した上で、独島/竹島問題は当然交換公文で定められている解決規定によって今後解決すべきとの立場を取った³⁷。

以上、独島/竹島問題は交換公文という曖昧な形として妥結され、帰属問題が明確に解決されないまま、国交正常化が実現した。1996年の韓国政府による独島/竹島の接岸施設建設から始まった両国の対立、1999年の新日韓漁業協定の暫定水域（韓国では「中間水域」と呼ぶ）設定をめぐる対立、2005年の島根県による「竹島の日」条例制定と韓国側の反発、近年における日本の教科書の竹島記述問題、さらに、2012年8月10日の李明博大統領の独島/竹島訪問と日本政府の国際司法裁判所による問題解決要求（国交正常化以来初めて）などは、結局、国交正常化交渉期、この問題が明確に解決されなかったことに起因すると言える。したがって、交換公文は国交正常化後における独島/竹島問題の展開を考える上で重要な意味を持つ。

さて、外相会談が始まると、両国新聞は独島/竹島問題についてそれぞれどのような報道を展開していたのであろうか。以下にはそれを詳しく見ていく。

3-1. 日本の新聞の論調

まず、外相会談が開催されてから本調印が行われた6月22日までの日本の新聞の主な見出し記事を示すと以下のとおりである。

あす本調印確認 竹島なお意見調整 日韓外相（朝日21日、夕）
竹島など持ち越す 椎名・李会談あす調印確認（読売21日、夕）
日韓、あす夕方調印 椎名・李外相が確認 竹島表現出さず（毎日21日、夕）
竹島は一步も譲れない 首相語る（毎日21日、夕）
日韓外相会談 ギリギリまで折衝 竹島いぜん対立 あすの調印では一致（産経21日、夕）
日韓 懸案すべて解決 竹島処理も合意 一般的紛争解決の原則で（朝日22日、夕）
竹島問題 締め切りに迫られ譲歩（朝日22日、夕）
日韓、日韓正式調印へ 竹島条文化せず 椎名・李会談合意（読売22日、夕）
仲裁裁判（ハーグ条約）に任す 椎名外相 竹島問題で提案（毎日22日、夕）
竹島は第3国調停に 日韓外相会談（毎日22日、夕）
今夕 日韓諸協定に調印 懸案すべて妥結 竹島処理は明記せず（産経22日、夕）

具体的な条文の表現は外相会談で合意がなされるとの見通しを示していた日本の新聞各紙は、實際外相会談が始まると、条文の具体的な表現に関連する報道を多く増やし、独島/竹島との表現を避け「両国間の紛争」と明記するという線で合意がなされるとの見方を示すようになる。注目すべきなのは、6月17日に実務会談が始まった以来、条文の内容に対して日本政府の譲歩と断じていた『朝日』と『毎日』の反応であった。両紙は、問題の棚上げはやむを得ないとしながらも、条文化をめぐる交渉に臨む日本政府の態度には問題があると指摘したほか、条文案について

37『第49回参議院予算委員会』2号、1965年8月9日。

ては日本政府が譲歩しすぎたとの主張をやめなかった。以下には両紙の論調を具体的に見ていく。

両紙の中でも日本政府への不満の声をさらに高めていたのは『朝日』であった。『朝日』は、6月22日の夕刊で「むつかしい紛争解決 竹島問題 締切りに迫られ譲歩」と題した記事を載せ、日本政府の態度について、次のように不満を表した。「竹島問題は正式調印前のぎりぎりでやっと話がついたが、これはみずからデットラインを設けて、それに合わせ無理な譲歩を余儀なくされた典型といえよう…それだけにタイム・リミットが優先し、それに合わせるために日本側がかなり無理した面が多い。竹島はその例である」。

また、『朝日』は、独島/竹島の表現を避け「両国間の紛争」との線での合意にとどまることに対しては「竹島という字をはずして、両国間の未解決の懸案という一般的な表現に譲り、竹島問題に限定した形での合意を取り付けることさえ出来なかつた…これは、解決のメドをつけるというものからは程遠いものに落着いた」と述べ、日本政府が譲歩しすぎたと指摘した。続いて同紙は「これでは、韓国側が竹島は韓国領であるとの態度を堅持する限り、実際に紛争を解決し得る見通しはきわめて少ないものと見ざるを得ない」と嘆き、今後この問題が解決される可能性についても懷疑的な見方を示した。

次に、『毎日』の反応を見ていく。6月19日と20日両日にかけて、日本政府の譲歩を指摘していた『毎日』は、外相会談で独島/竹島問題が「両国間の紛争」として明記されることで棚上げされるとの見込みが強くなると、6月22日、「竹島は第3国調停に」(夕刊)との見出し記事を載せ、条文では独島/竹島の名を明記せず、解決方法は第3国調停で意見の合意が成立したと報じ「第3国の調停方法は日本側の提案した国際司法裁判所への提訴に対し、韓国側が主張していたものである。日本側は国際司法裁判所への提訴を諦める代わりに、仲裁裁判(ハーグ条約)方式を代案として提案したが、これも受け入れられず、ついに韓国側の主張に譲歩した」と述べた。『毎日』は解決方法について日本政府が譲歩しすぎたという点では『朝日』と同様の認識を示していたが、日本政府を批判する論調や今後問題の解決可能性に対する懷疑的な論調は、同紙には見られなかった。

『朝日』と『毎日』とは対照的に、『読売』と『産経』の記事では日本政府が譲歩しすぎたとする批判的な言説はほとんど見当たらない。それは、6月17日の実務会談開始以降、両紙の一貫した立場であった。両紙は独島/竹島問題は国交正常化後に棚上げされ、将来解決が図られるることは当然という観点から、この問題についてできるだけ慎重かつ楽観的な見通しを論じようとする態度が随所に現われている。

例えば、『読売』は、6月22日の夕刊で「竹島問題は両国の外交ルートで話し合うわけであるため批准書を交換し、国交が正常化した後、国内政情を見ながら話を持ち出すことになろう」³⁸と述べ、国交正常化後における問題解決に対して楽観的な見通しを示しており、同日、『産経』も夕刊の1面トップ記事で、外相会談で条文では独島/竹島を明記せず「両国間の紛争」との表現でまとまる可能性が強くなったと報じた上で、以下のような認識を示した。

日韓両国の外相がこの問題に関する両国政府の立場について十分意見を交換し、相互理解を深

38 「日韓、正式調印へ 竹島条文化せず」『読売新聞』1965年6月22日付け、夕刊。

めた…今回の調印に関して、特に竹島をとりあげて、その紛争解決方法を取り決めることは必要ないということに一致した…かねてからの日本政府の腹案どおり、一般な紛争は、まず、外交ルート平和解決をはかり、話し合いがまとまらないときは、第3国調停、あっせんにより解決をはかるという趣旨となるもようである³⁹。

こうして『産経』は独島/竹島の名を明記せず、独島/竹島問題を「両国間の紛争」として解決しようとする日本政府の立場に理解を示すような立場を取ったのである。外相会談が行われていたこの時期、独島/竹島問題の処理について『産経』と『読売』は日本政府を批判せず、むしろ政府の言動を支持するような報道を続けていたと言える。

以上のように、独島/竹島問題が「両国間の紛争」として棚上げされることに対して『朝日』と『毎日』のように日本政府の譲歩と批判し、不満を表す新聞が存在していた一方、『読売』と『産経』のように、国交正常化後の解決に楽観的な見通しを示し、問題の棚上げに対してほとんど批判しない新聞もあった。しかし、本調印の翌日6月23日に交換公文の内容が公開されると日本の新聞の論調は批判一色になる。すなわち、各紙は、独島/竹島問題の棚上げは懸案の一括解決という日本政府の当初の方針からかなり譲歩したものと不満を示し、紙面には日本政府に対する批判の声が噴出するのである。

3-2. 韓国の新聞の論調

では、韓国の新聞各紙は、この時期、独島/竹島問題をどのように報道していたのであろうか。外相会談における論議の内容は韓国の新聞にも詳しく報道されるようになり、独島/竹島は条文には明記されず、この問題は「両国間の紛争」として定め、今後引き続き協議するという線で合意がなされたと報じる記事が頻繁に現われる。この時期になると、韓国の新聞各紙も独島/竹島問題は棚上げされるようになったことを認知するようになる。以下は外相会談開始以降の韓国の新聞の主な見出し記事である。

両国外相 独島問題で意見対立 あすまた論議（東亜21日）

22日正式調印再確認 韓日外相 李外務 独島問題処理に強硬（京郷21日）

韓日協定きょう調印 両国外相会談 李外務 独島問題 不討議を表明（朝鮮22日）

独島譲歩できない 佐藤首相声明（朝鮮22日）

4・3仮調印から6・22本調印まで 独島問題未合意に（朝鮮22日）

独島問題は協定から除外 両国外相合意（東亜22日）

今度の条約から独島問題は除外 きょう李・椎名2次会談で合意（京郷22日）

独島問題も討議 李・椎名きょう2次会談で再論（韓国22日）

まず、『京郷』は6月22日の「今度の条約から独島問題は除外」と見出し記事で、「両国外相は独島問題を正式調印される条約および諸協定から除外することで意見が一致した」と報じた上で「しかし、両外相は紛争の平和的処理に関する交換公文を作成し、国交正常化後にはそれに従つ

39「今夕 日韓諸協定に調印」『産経新聞』1965年6月22日付け、夕刊。

て問題の解決を図るということで合意に達した…この問題は今後議論の余地を残してしまった」と述べ、独島/竹島問題が棚上げされたと報じた。この時期において、交換公文の存在を報道していたのは韓国の新聞の中で『京郷』が唯一であり、他の3紙は交換公文のことを全く伝えなかつた。しかし、『京郷』も交換公文の詳しい内容までは知らなかつた可能性が高い。実際に交換公文の内容が韓国の新聞で公開されるのは6月24日になってからである⁴⁰。

『東亜』は、6月22日、「独島問題は協定から除外」との記事を載せ、『京郷』と同様に、独島/竹島問題は協定から除外されたと報じたが「両国外相は、独島問題は協定文書の中で直接言及せず、一般的紛争として解決方法を取り決めた」と論じ、独島/竹島問題は解決を図るべき「両国間の紛争」の対象となったとの認識を示した。

『朝鮮』と『韓国』もそれぞれ、「両国間の未合意事項は今後引き続き討議するとの表現で妥結した」⁴¹、「独島とは明記せず、両国間の未解決問題は今後引き続き協議する線で合意した」⁴²と報じ、独島/竹島問題は棚上げされたとの認識を示した。

以上、外相会談が開かれていたこの時期、独島/竹島問題は棚上げされ、今後引き続き論議する対象となったという認識は韓国の新聞各紙の中で共通していた。もちろん、韓国の新聞が問題の棚上げを積極的に支持したわけでもなく、交換公文の内容についても詳細なところまでは知らなかつたのであろうが、6月22日の関連記事に限れば、韓国の新聞が独島/竹島問題を国交正常化後に論議するものとして認識していたことは明らかである。しかし、本調印の翌日になると、こうした韓国の新聞の認識は次第に変化する。すなわち、6月23日の関連記事を見ると、独島/竹島問題が棚上げされたため今後論議すべきという論調は全く存在しないのである。

IV. 終わりに

本稿の分析から次のことが明らかになった。まず、両国新聞はともに6月17日から6月22日にかけて行われた実務会談と外相会談を契機として、独島/竹島問題に関して関心を示すようになるが、特に、一連の会談に注目し、その様子を詳細に報じたのは日本の新聞であった。6月17日—6月22日に限れば、見出し記事や1面トップ記事の件数とともに日本の新聞の方がより多く、日本の新聞の関連記事の増加が目立つ。すなわち、この時期が日本の新聞の独島/竹島問題への関心が大きく膨らんだ時であり、日本の新聞が韓国の新聞よりこの問題についての関心が高かったと言える。

また、6月22日になると、独島/竹島問題が棚上げされたという点で両国新聞は同様の認識を示すようになるが、問題の棚上げについて、各紙の論調には若干の差が存在していた。まず、6月17日の実務会談が始まる前から独島/竹島の帰属問題は国交正常化後に解決されるという「棚上げ論」がすでに定着していた日本の新聞の場合、問題をめぐる論議が始まると、帰属問題を本調印まで解決するのは無理であるため少なくとも解決方法だけでも決めるべきという認識から「棚上げ論」にさらに傾くようになる。こうした中で、『朝日』と『毎日』は実際に交渉が始

40『朝鮮日報』は6月24日「調停、応じる可能性も 独島問題処理のための交換公文内容判明」と題した記事で、6月23日付け『毎日新聞』の記事を引用し、交換公文の全文を掲載した。

41「4・3 仮調印から6・22 本調印まで 独島問題未合意に」『朝鮮日報』1965年6月22日付け。

42「独島問題も討議 李・椎名きょう 2次会談で再論」『韓国日報』1965年6月22日付け。

ると、問題の棚上げは日本政府の譲歩という認識を示し、その問題点を指摘するなど棚上げに対する両紙の論調は強硬になった。『読売』と『産経』はこれに比べて、問題の棚上げを容認し、問題の解決にも楽観的な見方を示すなど柔軟な論調が目立つ。この点、『読売』と『産経』は日本政府と同様の立場に立っていたと言える。

他方、韓国の新聞は独島/竹島問題に関する言及が日本の新聞より少ない。問題の解決をめぐる交渉には極力反対するなど強硬な姿勢を示していた韓国の新聞各紙は、実際に実務会談で問題が論議されると、それに反対しきれず、問題の論議はやむなしとする見方が徐々に現われるようになり、『朝鮮』と『韓国』は問題の棚上げを示唆するようになる。その後、外相会談が始まると、『朝鮮』は問題の棚上げをさらに打ち出し、他の3紙も問題の棚上げはやむを得ないとする態度を示すようになる。しかし、問題の棚上げを言及する記事は少なく、各紙が問題の棚上げに對して明確な見解を示したことはない。

国交正常化交渉期の独島/竹島問題に関する従来の研究では、政府間交渉の究明に主眼が置かれていたため、当時の世論がこの問題をどのように見ていたかという側面には焦点がほとんど当てられてこなかった。しかし、当時の両国新聞記事の分析を通じて、独島/竹島問題に対する世論、特に、問題の棚上げに対する各紙の立場を把握することが可能となった。先述したように、両国政府が独島/竹島問題の棚上げに合意したにもかかわらず、早くも本調印の翌日から両国新聞の論調は変化し、独島/竹島問題の棚上げと交換公文に対する両国新聞の論調は著しく嗜み合わないことが大きく浮き彫りとなる。

今後は本調印後の関連記事に焦点を当てて、両国新聞が独島/竹島問題をどのように論じていたかを究明していきたい。その場合、本稿で明らかにした各紙の論調がその後の議論にどのような影響を与えたかをも合わせて研究していく必要がある。

(注記)

本稿は2011年度特定課題研究助成費（課題番号：2011A-945）による研究成果の一部である。

(追記)

本論の245頁の9行目の李明博大統領の独島/竹島訪問に関する記述は、2012年8月10日の李明博大統領による訪問以降、事態は思わぬ展開となり、現在この問題を考える上でも重要な理由によって追加補正を2012年8月28日に行った。

（受理日 5月11日）

（掲載許可日 7月24日）

（追加補正日 8月28日）